

平成 27 年度「きのこ祭&JAまつり伊豆 in 虹の郷」 出店募集要領

静岡県きのこ総合センター振興協議会
静岡県東部農林事務所
J A 伊 豆 の 国

■ 目的

本要領は、「きのこ祭&JAまつり伊豆 in 虹の郷」(以下「祭」という。)における出店について、円滑で平等な募集事務の実施と、祭当日の安全な運営を主な目的とします。

■ 事業概要

- ・ 名 称 「きのこ祭&JAまつり伊豆 in 虹の郷」
- ・ 日 時 平成 27 年 11 月 15 日(日) 午前 9 時～午後 2 時 荒天中止
- ・ 場 所 修善寺虹の郷 (静岡県伊豆市修善寺 4279-3)
- ・ 主 催 静岡県きのこ総合センター振興協議会・静岡県東部農林事務所・JA伊豆の国

■ 出店募集数

7 出店者(予定)

■ 出店資格

出店者は伊豆市に在住し店舗を構えており、祭の開催趣旨に合致する製品等の販売、飲食物やサービスの提供または展示する事業所、グループ、個人事業主など(以下「事業所」という)とします。また、下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出店をお断りする場合があります。その際、判断基準、根拠などは公表しません。

出店希望の方は、説明会への参加が必須です。

【申込受付の保留または出店をお断りする事例】

- ・ 出店権利の譲渡、名義貸しがあった場合
- ・ 申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・ 出店内容が収穫祭の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ・ 出店者が第三者の権利を侵害していると判断される場合
- ・ 来場者や他の出店者などから苦情が予想される場合
- ・ 移動販売車による出店の場合
- ・ 出店者が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう)、未成年者のみであること、またはあったことが判明した場合
- ・ その他出店が著しく不相応と判断される場合

■ 食品衛生管理及び各種法令遵守

- (1) **飲食物を取り扱う(主に「飲食主体」の申込者)個人・事業所の方で、食品衛生上の許可(露店業または飲食店業)が必要な場合は、出店者の責任により取得をお願いします。**

東部保健所修善寺支所 (0558)72-2310

営業許可をお持ちの方でも、会場で調理を行う場合は、「露店業」の許可が必要です。

詳細は、別紙「取扱品目の許可の要否」を参照の他、保健所へお問い合わせください。

- (2) **併せて、食中毒のための「PL保険」(生産物賠償責任保険)の加入を各出店者の責任で、当日までをお願いします。**

現在「PL保険」にご加入の方でも、契約内容によっては、店舗以外で調理された場合は、対象外となる恐れがありますので、加入先の保険会社へご確認ください。

修善寺食品衛生協会 (0558)72-3124

- (3) **酒類(アルコール分 1%以上の飲料)を販売する場合には、税務署の「期限付酒類販売小売業免許」が必要となりますので、各出店者にて三島税務署へ所定の手続きを行ってください。**

三島税務署 酒類指導官 (055)987-6711

- (4) **火災予防条例が改正され、祭で火気器具を使用する場合は、消火器の準備と消防署への届出が義務になります。**

田方消防署本部 (0558)76-2280

■ 出店に要する経費

- ・ 出店スペースの占用については無料です。
- ・ 設備として、テーブル1台、イス2脚は主催者側で準備いたします。
- ・ 電気(1ブース1回路 1500Wまで)、水道(指定場所の流し台利用)は、無料です。
- ・ ガスコンロを使用する場合は、有料にて貸出しします。 持込み可

■ 出店許可

- ・ 出店資格を満たしている者で、本要領を遵守できる者とします。
- ・ 出店申込書は出店および出店内容を確認するものではありません。
- ・ **申込多数の場合は、主催者側で選定し、出店の可否を通知いたします。**その場合の優先順位は次のとおりとしますが、決定の内容については公表しませんのであらかじめご了承ください。

【優先順位】

公官庁や公共的な団体、JA関係者及び主催者の招待者
祭の趣旨や他の出店者の状況による判断
その他公共性が認められる団体及び実行委員が特に認める団体

■ 出店場所と区画

- ・ 1出店者1スペース(幅2,600mm×奥行1,800mm)とします。
- ・ 出店区画の位置関係につきましては、主催者側に一任とさせていただきます。
- ・ 原則として屋外小屋(屋根付き)のスペースとなります。
- ・ 円滑な運営のため、予告なく出店場所を変更する場合があります。
- ・ 装飾物、出展物がブースの枠外(床、屋根等)にはみ出ることを禁止いたします。

■ 出店販売禁止品について

出店者は以下のものを展示、販売することを禁止します。

- ・ 園内テナント販売物と類似・重複する商品。(主催者側で調整させて頂く場合があります。)
- ・ 盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの。
- ・ 保健所の基準に触れるもの、法律で禁止されているもの(合法・非合法を問わず薬物やそれに類するもの、ハーブ類)。
- ・ 「冷やしキュウリ(浅漬)」の加工販売は当面の間、全県一斉で自粛しています。
- ・ アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの。
- ・ 賞味、消費期限切れ商品。
- ・ その他、祭の趣旨に反する商品、主催者が不適切と判断した商品。

■ 禁止行為について

出店者は以下の行為を禁止します。

- ・ 出店される販売商品及びサービス以外の販促行為。
- ・ マイク、拡声器、スピーカーなどの使用。
- ・ 周囲の迷惑になるような旗やのぼりの設置。
- ・ 未成年者や車の運転者に対して、販売または試飲による酒類の提供。
- ・ その他、主催者が不適切と判断した行為。

■ 搬入・搬出

- ・ 搬入時間 前日(11月14日) 16:00 ~ 17:30
当日(11月15日) 7:00 ~ 8:30
- ・ 搬出時間 当日(11月15日) 16:00 ~ 17:30
8:30~16:00は会場内への乗り入れはできません。

■ 販売方法、商品(備品を含む)管理について

- ・ 各出店者が責任を持って行ってください。
- ・ 販売商品の十分な用意をお願いします。
- ・ 価格は消費税込の総額表示とし、各商品に値札を表示してください。
- ・ 法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意してください。

■ ゴミ処理

原則として、ゴミは各自でお持ち帰りいただきます。

お客様以外のゴミは、ゴミステーションへの持ち込みを禁止とします。

出店場所周辺のゴミ拾いにご協力ください。

■ その他

- ・ 会場（修善寺虹の郷）規則に則り行動を行ってください。
- ・ 貸与品以外のものは、出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、全て出店者が用意しその費用を負担してください。
- ・ 施設の破損、貸与品に破損等を与えた場合には、現状補償してください。
- ・ 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。

■ 出店説明会

10月中旬頃(予定)に説明会を行います。主催者側より説明会開催案内を送付しますので必ず出席してください。

説明会に出席されない出店者は、出店許可を取り消します。

本要領に記載のある事項以外の必要事項については、説明会資料に追加掲載いたします。

■ 申込方法

出店を希望する方は、本要領をご確認の上、「出店申込書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法でご提出ください。

【出店申込書の提出方法】

JA 伊豆の国修善寺営農センター、静岡県きのか総合センター振興協議会窓口まで持参

JA 伊豆の国修善寺営農センター、静岡県きのか総合センター振興協議会へ郵送

宛名『きのか祭&JAまつり伊豆 in 虹の郷 事務局行』

JA 伊豆の国修善寺営農センター、静岡県きのか総合センター振興協議会へ Fax

JA 伊豆の国修善寺営農センター

〒410-2416 静岡県伊豆市柏久保 108 事務局あて 0558-72-4461

Fax 0558-72-6585

静岡県きのか総合センター振興協議会

〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺 4279-5 事務局あて 0558-72-1135

Fax 0558-72-7855

【出店申込書提出期日】 平成 27 年 9 月 18 日（金）必着

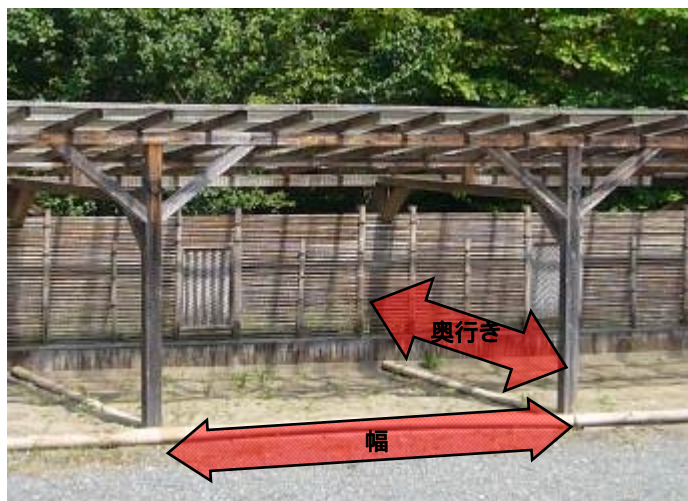
基本ブース イメージ図

仕様 屋根付き小屋

(W2,600 mm×D1,800 mm)

※ W=幅 D=奥行き

※ 小屋により多少サイズが異なります。



【参考】静岡県東部保健所資料

飲食店営業（軽自動車、一般的露店）取扱品目の許可の要否

「飲食店営業（露店）取扱要領」（県通知 昭和47年12月27日 公第880号）により示されている食品品目のほか、関係会議等で了解されたものを含めて一覧とした。

1 取扱いが認められているもの

	品 目
営業許可が 必要な 食品	酒類 生ビール（追加 衛食第77号 16.5.18） 焼鳥 お好み焼 焼きそば たこ焼 いか焼 きりたんぼ 五平餅 ジャガバター ホットドック アメリカンドック フランクフルトソーセージ そば類 おでん フライ類 揚げ魚肉練製品 ポテトフライ きんつば 鯛焼 今川焼 クレープ 焼饅頭 ミニカステラ スピン 揚げあられ かき氷（追加 衛食第77号 16.5.18）
営業許可が 不要な 食品	甘酒 焼いも 焼とうもろこし ゆで栗 甘栗 煮付いか 炒り豆 ポップコーン 爆弾あられ べっこう飴 飴細工 りんご飴 いちご飴 チョコバナナ 七味唐辛子 ハッカパイプ ニッキ ほおずき

2 取扱いを禁止しているもの

- (1) ゆでがにの販売
- (2) 氷菓子（アイスクリーム、アイスキャンディー）の製造・販売
但し、既製品の販売のみの場合は可
- (3) **冷やしキュウリ（浅漬け）の加工販売** 当面の間、自粛（衛食第407号 H26.8.22）